

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2023年10月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

1 | 中小企業版事業再生ガイドラインを利用した廃業型私的整理手続における留意点



2 | 民事再生手続開始後の脱退により生じた信用組合に対する出資金返戻請求権を
受働債権とする相殺が民事再生法92条1項により許容されないとされた事例
～大阪地裁令和4年11月24日判決(金融・商事判例1670号44頁)～



3 | コラム:元書記官の独り言～債権届出事項③(届出債権の特定)のはなし～



中小企業版事業再生ガイドラインを利用した 廃業型私的整理手続における留意点

庄崎 裕太
Yuta ShozakiPROFILEはこちら 

1. はじめに

令和4年4月に中小企業の事業再生等に関するガイドライン(中小版GL)の運用が開始されてから、1年半が経過しました¹。中小版GLに基づく計画策定にあたっては、中小企業活性化協議会における経営改善計画策定支援事業(405事業)において、DD費用、計画策定支援費用、伴走支援費用の3分の2(上限あり)の補助を受けることができます。かかる補助金との関係では、中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企業活性化全国本部)が「経営改善計画策定支援事業(ガイドラインに基づく計画策定等の支援<中小版GL枠>)マニュアル・FAQ」(本マニュアル)を公表しておりますので、本稿では、中小版GLを利用した廃業型私的整理手続との関係で、特に留意すべき点をご説明いたします。なお、本マニュアルは、今後、改訂・変更される可能性がありますのでご留意ください。

2. 対象となる事業者について

中小版GLを利用した廃業型私的整理手続を進めるにあたっては、中小版GLの中で定められている要件を充足する必要がありますが、これに加え、405事業の補助を受けるためには、対象となる事業者について、本マニュアルQ2-1-3を参照する必要があります。その中でも、特に留意する必要がある点は以下のとおりです。405事業の補助を検討する場合には、中小企業活性化協議会に照会することが安全です。

(1) 1行取引の事業者(取引の事業者)

本マニュアルでは、1行取引であっても、信用保証協会による保証付き借入れがある場合は、信用保証協会による代位弁済の実行の前後にかかわらず利用可能とされています。他方で、1行取引で信用保証協会による保証付き借入れがない場合(プロパーのみの場合)は、405事業の補助を受けることができないとされており、この点については、後者の場合は複数の金融機関の間における調整・協議等が必要ではなく、対象事業者と1行取引先との相対協議を行うにすぎないことを勘案して、このような運用になっているようです。

(2) 廃業済みの事業者

事業者が、一時停止の要請の時点で(一時停止の要請を行っていない場合は利用申請の時点で)、既に実質的に廃業済みの場合は405事業の補助を受けることができない、とされており、そして、実質的に廃業済みとは、①事業による売上げが計上されていない、②全ての事務所・営業所を閉鎖している(登記住所等での営業が確認できない)、③従業員がいない、④その他、事業が継続されていることが確認できない、というような事情を考慮して判断される、とされています。これらの要素については、どれか1つでも当てはまれば405事業の補助を受けることができないというものではないと考えられますが、複数項目に当てはまる場合は、事前に中小企業活性化協議会に相談するとよいと思われます。

特に、廃業型私的整理手続を利用することを検討する会社

1: 当事務所の中小版GLに関する特集記事については、こちらをご覧ください。https://www.ohebashi.com/jp/feature/2022_JS_Features.php

については、資金流出が続いていることが多く、その場合は速やかに事業を停止して弁済原資を確保する必要があります。しかしながら、事業の停止を急ぐあまりに、一時停止の要請の段階で実質的に廃業済みとなってしまうと、405事業の補助を受けることができなくなる可能性があるため、十分に注意する必要があります。

3. 経済合理性について

中小版GL5.(3)①ハに規定されるとおり、廃業型私的整理手続に定める弁済計画案においては、「破産手続で保障されるべき清算価値よりも多くの回収を得られる見込みがある等、対象債権者にとって経済合理性があること」が要件となっています。中小版GLによって、「取引債権者や買掛先に対しては全額を支払い、金融機関の借入れに対しては残った資産で払って残額につき債権放棄を受けることが無条件で認められた」ということではありませんので、注意する必要があります。

この点に関して、本マニュアルQ2-1-4④においては、「経済合理性の判定において、本事業に基づく協議会からの支払額を加味しなければ、経済合理性が満たされない場合」は、405事業の補助を受けることができない、とされており、そのため、弁済計画案を作成する中では、例えば、以下のような方法で経済合理性を確保することを検討します。

- ・ケース①: 償却済みの機械設備について、社長の伝手を利用して相当額で換価処分することができた。

- ・ケース②: 同業他社に一部の取引口座を引き継ぐことができ、一定の対価を受領することができた。

- ・ケース③: 賃借物件を第三者に引き継ぐことができたため、明渡費用が発生せず、敷金を満額回収することができた。

また、廃業型私的整理手続においては、支援専門家が、事業停止前後のサポート、DDの実施、資産換価や清算手続を行うことが多く、このような支援専門家の立場は、破産申立代理人と破産管財人を兼務するような役割に近いと考えられます。もっとも、廃業を行うには、DDや不動産鑑定等の費用が必要になり、手続が長期になるケースもあるため、専門家費用は単純破産における手続費用(申立費用、管財人報酬等)よりも高額となる場合もあります。このような場合も、405事業の補助を加味せずに経済合理性を確保できることが必要となります。

4. おわりに

最近では、新型コロナウイルス感染症による消費マインドの低下は落ち着きを見せておりますが、円安による影響や材料費・人件費の高騰等に加え、いわゆるコロナ融資の元本返済や公租公課の延納分の支払が始まる等、中小企業の経営・資金繰りは依然厳しい状況が続いております。廃業や代表者の再スタートを円滑に進められるように、所内でも事例を集積・共有していきたいと思っております。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

民事再生手続開始後の脱退により生じた 信用組合に対する出資金返戻請求権を受働債権とする相殺が 民事再生法92条1項により許容されないとされた事例 ～大阪地裁令和4年11月24日判決（金融・商事判例1670号44頁）～

朝田百合子
Yuriko Asada

PROFILEはこちら

第1 事案の概要

X(原告)は、協同組合であるY(被告)の組合員であったところ、令和2年1月に民事再生手続開始の決定を受け(以下「本件再生手続」といいます。)、同年9月にYを脱退する旨の意思表示をしました。

本件は、Xが、Yに対し、XのYに対する出資金501万円に係る返戻請求権(以下「本件出資金返戻請求権」といいます。)は、脱退の効力が発生する令和3年3月末の事業年度の終了日において組合財産が存在することが同年6月のYの総代会において確認されたことにより停止条件が成就した旨を主張して、本件出資金返戻請求権に基づき、出資金501万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案です。

再生債権者であるYが本件出資金返戻請求権の停止条件不成就の利益を放棄して行った、再生債権(YのXに対する貸付金残元金の債権1,008万4,057円及びこれに対する遅延損害金)を自働債権とし、本件出資金返戻請求権を受働債権とする相殺(以下「本件相殺」といいます。)が、民事再生法92条1項によって許容されるか否か等が争われました。

第2 本件の争点と判断概要

1 争点

本件では、①本件再生手続の開始当時、本件相殺の受働債権たる本件出資金返戻請求権が発生していたか否か、②民事再生法92条1項により再生債権者がすることができると思われる相殺における受働債権に係る再生債務者に対して負担する「債務」には条件不成就の停止条件付債務(以下「未成就停止条件付債務」といいます。)が含まれるか否か、③債務者が停止条件不成就の利益を放棄することにより、債権届

出期間内の相殺適状を要件とする民事再生法92条1項を満たし得るか否かという点が争点となりました。

2 判断概要

裁判所は、本件出資金返戻請求権が停止条件付債権である以上、①本件再生手続開始当時、本件出資金返戻請求権が既に発生していたと解したとしても、②民事再生法92条1項にいう「債務」に未成就停止条件付債務は含まれておらず、③債務者が停止条件不成就の利益を放棄することによっても同項の要件を満たすとはいえないことからすると、①の点を判断するまでもなく本件相殺は同法92条1項により許容されるとはいえず、効力を有しないと判示しました。

②に関する裁判所の判断について、以下に抜粋します。

▶民事再生法92条1項は、債務者に対して「債務を負担する」再生債権者による相殺を原則として認める一方で、相殺によって消滅させることのできる「債務」の範囲や相殺をなし得る期間を制限し、もって再生債権者の相殺の担保的機能への期待と再生債務者の事業の再建との調整を図ったものと解される。

▶このような民事再生法92条1項の趣旨に鑑みれば、同項により再生債権者がすることが許される相殺における受働債権に係る債務は、再生手続開始当時少なくとも現実化しているものである必要があり、将来の債務など当該時点で発生が未確定な債務は、特段の定めがない限り、含まれないと解することが相当である。

▶停止条件付債務が現実化するのには条件が成就する時であるから、未成就停止条件付債務を負担していても未だ民事再生法92条1項にいう「債務」を負担しているとはいえない。そして、同項は、未成就停止条件付債務と同様に未だ現実化しているとはいえない期限未到来の期限付債務については、その後段において同項の「債務」に含む旨を明記しているにもかかわらず、条件付債務についてはそのような規定がない。

▶以上からすれば、民事再生法92条1項にいう「債務」には未成就停止条件付債務を含まないと解することが相当といえる。

第3 検討

民事再生法上、再生債権者が、再生手続開始当時、再生債務者に対して債務を負担する場合において、再生債権(自働債権)及び再生債権者が負担する債務(受働債権)の双方が債権届出期間内に相殺適状に達し、かつ、その期間内に相殺の意思表示をしたときは、再生計画外において相殺の効力が認められるとされています(民事再生法92条1項前段)。また、当該債務は、期限付でも良いものとされています(同項後段)。そこで、明文の規定のない停止条件付債務に係る反対債権や将来請求権を受働債権とする相殺を可能とするかどうか問題となり、学説においても否定説と肯定説の間で議論がなされてきました。本裁判例は、この点について、否定説を採用したものといたします。

上述の点に関連して、破産法67条2項は、破産債権者が破産手続開始の時において破産者に対して債務を負担するときは、当該債務が「期限付若しくは条件付であるとき、又は将来の請求権に関するものである」場合でも、破産債権者が当該債務に係る債権を受働債権として破産手続外で相殺をす

ることが可能である旨を明文で定めています。

本件において、Yは、上記破産法上の規定にも言及し、「仮に、停止条件付債務に対応する債権を受働債権とする相殺の扱いが再生手続と破産手続で異なることになると、債権者は与信の段階で相殺の担保的機能の実現可能性について確信が持てないことになり、円滑な資金提供に萎縮効果をもたらす。」等と主張しました。

もともと、裁判所は、民事再生法が「再生計画を定めること等により再生債務者と債権者との間の『民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図る』ことを目的とする(民事再生法1条)」こと及び破産法が「破産者の事業の継続がもはや予定されて」いない中で「破産者の『財産等の適正かつ公平な清算を図る』ことを目的とする(破産法1条)」ことに触れ、「取引相手が債務超過となり法的整理手続を選択したともいう倒産手続の場面においては、債権者平等原則の下、各債権者が、たとえ平時であればすることのできた正当な権利行使や合理的期待であっても、当該選択された倒産処理法制の下では一定の範囲で制限されることはやむを得ないことであるし、かつその制限の範囲が当該倒産処理手続が破産手続であるか再生手続であるかによって異なることも各制度の趣旨目的が異なる以上当然の帰結である」から、Yの主張が法律の解釈を変えるべき理由にはならないと判示しています。

本裁判例は、民事再生法における停止条件付債務に係る受働債権の相殺の可否について判断したものとして同種事例の参考になり、また、民事再生法と破産法の趣旨目的の違いに言及し、民事再生法上の規定の解釈において破産法上の明文規定と異なる結論を導いたものとして倒産処理制度の違いを理解する上でも参考になるため、今回ご紹介させていただきました。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

コラム:元書記官の独り言～債権届出事項③(届出債権の特定)のはなし～

私は、当事務所にて事務職員として勤務していますが、前職は大阪地方裁判所の裁判所書記官として、裁判所での倒産事務に携わっておりました。現在も当事務所の倒産事件につき弁護士をサポートしていますので、元書記官の視点から、今回は、前回に引き続き、債権届出書の記載事項のうち、届出債権の特定についてお話いたします。

裁判所に提出する債権届出書には、破産債権については「額及び原因」(破産法111条1項1号)を、再生債権、更生債権及び更生担保権については「内容及び原因」(民事再生法94条1項1号、会社更生法138条1項1号、同条2項1号)を記載して届け出ることとされています。これは、債権の届出が倒産裁判所に対する債権の確定を求める訴訟行為としての性質を有していることから、債権届出書にも、民事訴訟手続における訴状の必要的記載事項(民事訴訟法133条2項)と同程度の「請求を特定するのに必要な事実」(民事訴訟規則53条1項括弧書き＝いわゆる「特定識別請求原因」)を記載し、債権を特定して届け出ることが求められるためです。債権の届出があると裁判所書記官によって債権者表が作成され、債権調査手続を経て確定した倒産債権は配当・弁済の対象になるとともに、確定事項が記載された債権者表の記載は、倒産債権者(破産債権者、再生債権者、更生債権者及び更生担保権者)の全員に対して(更生手続の場合はさらに株主全員に対しても)確定判決と同一の効力を有する(破産法124条3項、民事再生法104条3項、会社更生法150条3項)こととなります。

債権届出書は、各裁判所で独自の様式が用意されており、裁判所が把握している債権者には、届出用紙と記載要領などの説明書類が送られてきます。よって、裁判所ごとに債権届出書の様式は若干違うわけですが、どこの裁判所の様式であっても、代表的な債権(売掛金、貸付金、請負代金など)については債権の特定に必要な事項(契約年月日、取引期間、取引の内容、弁済期など)を記載する欄が債権届出書に予め印刷されていることがほとんどであり、送られてきた債権届出書の様式に従って必要事項を埋めていくだけでほぼ完成することができるので、深い法律知識がなくても債権届出書の作成自体にさほどの難しさはありません。

また、届出債権が多数ある場合や記載すべき「原因」が複雑な場合などには、別紙に記載したものを届出書に添付して届け出ることのできるため、比較的自由な記載が可能です。

しかし、基本的には、債権届出書に記載すべき「原因」は、先に述べたとおり、あくまで訴状における「特定識別請求原因」に相当する程度の実事であり、民事訴訟手続において勝訴するために主張が必要とされる、いわゆる「理由付け請求原因」に相当するレベルの記載までは不要です。届出債権に関する細かい事情や過去の経緯、破産者側から受けた主張などを詳細に記載するような必要もありません。むしろ、ほかの債権と届出債権を区別・特定するために必要な事実を分かりやすくシンプルに記載することの方が重要といえます。

(弁護士法人大江橋法律事務所職員・元裁判所書記官)

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】